

議案第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例（平成22年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

市長は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。別表第1において「盛土規制法」という。）の規定に基づく事務について、1件につき別表第1に定める手数料をその申請する者から徴収する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（手数料の特例）

2 令和7年4月1日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。）第8条第1項本文の許可を受けた者（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第8条第1項本文の許可を受けた者を含む。）に係る改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の事務について、1件につき次の表に定める手数料をその申請する者から徴収する。

| 事務の区分 | 金額 |
|-------------------------|---------|
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が | 12,000円 |

| | |
|---|----------|
| 500平方メートル以内のもの | |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 21,000円 |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 31,000円 |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 47,000円 |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 67,000円 |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 110,000円 |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの | 170,000円 |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの | 250,000円 |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの | 340,000円 |
| 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの | 420,000円 |
| 盛土又は切土に関する計画の変更以外の計画の変更に係るもの | 10,000円 |

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 事務の区分 | | 金額 |
|-------------------------------|--|---|----------|
| (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料 | 盛土規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査 | 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの | 13,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 24,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 36,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 54,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 66,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 90,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 144,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万 | 218,000円 |

| | | | |
|---------------------------------|---|---|----------|
| | | 平方メートル以内のもの | |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの | 346,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの | 488,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの | 630,000円 |
| (2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料 | 盛土規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査 | 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの | 13,000円 |
| | | 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 24,000円 |
| | | 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 36,000円 |
| | | 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 54,000円 |
| | | 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が | 66,000円 |

| | | |
|--|--|----------|
| | 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の もの | |
| | 計画の変更に係る盛土又は切 土をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの | 90,000円 |
| | 計画の変更に係る盛土又は切土 をする土地の面積が1万平方メ ートルを超え2万平方メートル 以内のもの | 144,000円 |
| | 計画の変更に係る盛土又は切土 をする土地の面積が2万平方メ ートルを超え4万平方メートル 以内のもの | 218,000円 |
| | 計画の変更に係る盛土又は切土 をする土地の面積が4万平方メ ートルを超え7万平方メートル 以内のもの | 346,000円 |
| | 計画の変更に係る盛土又は切土 をする土地の面積が7万平方メ ートルを超え10万平方メート ル以内のもの | 488,000円 |
| | 計画の変更に係る盛土又は切土 をする土地の面積が10万平方 メートルを超えるもの | 630,000円 |
| | 盛土又は切土に関する計画の変 更以外の計画の変更に係るもの | 10,000円 |

| | | | |
|----------------------------------|--|--|------------------------------|
| (3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事中の中間検査申請手数料 | 盛土規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事中の中間検査 | 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの | 3,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 6,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの | 12,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの | 24,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの | 42,000円 |
| | | 盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの | 60,000円 |
| | (4) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料 | 盛土規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査 | 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの |
| | | 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 13,000円 |
| | | 土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 16,000円 |

| | | | |
|---------------------------|----------------------------|--|----------|
| | | 土石の堆積をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内の もの | 19,000円 |
| | | 土石の堆積をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の もの | 28,000円 |
| | | 土石の堆積をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの | 31,000円 |
| | | 土石の堆積をする土地の面積が 1万平方メートルを超え2万平 方メートル以内のもの | 38,000円 |
| | | 土石の堆積をする土地の面積が 2万平方メートルを超え4万平 方メートル以内のもの | 52,000円 |
| | | 土石の堆積をする土地の面積が 4万平方メートルを超え7万平 方メートル以内のもの | 72,000円 |
| | | 土石の堆積をする土地の面積 が7万平方メートルを超え 10万平方メートル以内のもの | 100,000円 |
| | | 土石の堆積をする土地の面積が 10万平方メートルを超えるも の | 130,000円 |
| (5) 土石の 堆積に関す る工事の変 | 盛土規制法第 16条第1項 の規定に基づ | 計画の変更に係る土石の堆積を する土地の面積が500平方メ ートル以内のもの | 11,000円 |

| | | | |
|--------------|--|--|---------|
| 更許可申請 手数料 | く土石の堆積 に関する工事 の計画の変更 の許可の申請 に対する審査 | 計画の変更に係る土石の堆積を する土地の面積が500 平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の もの | 13,000円 |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積 をする土地の面積が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の もの | 16,000円 |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積 をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内の もの | 19,000円 |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積 をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の もの | 28,000円 |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積 をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの | 31,000円 |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積を する土地の面積が1万平方メー トルを超え2万平方メートル以 内のもの | 38,000円 |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積を | 52,000円 |

| | | | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|----------|
| | | する土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの | |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの | 72,000円 |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの | 100,000円 |
| | | 計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの | 130,000円 |
| | | 土石の堆積に関する計画の変更以外の計画の変更に係るもの | 10,000円 |
| (6) 宅地造成等工事許可不要証明書交付申請手数料 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付 | | 4,600円 |

別表第5(1)の項中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p><u>第2条 市長は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。別表第1において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき別表第1に定める手数料をその申請する者から徴収する。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p><u>別表第1 (第2条関係)</u> (略)</p> <p><u>別表第5 (第2条関係)</u> 【別記 参照】</p> | <p>(手数料)</p> <p><u>第2条 市長は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。別表第1において「盛土規制法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき別表第1に定める手数料をその申請する者から徴収する。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 <u>(手数料の特例)</u></p> <p>2 <u>令和7年4月1日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。)第8条第1項本文の許可を受けた者(改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第8条第1項本文の許可を受けた者を含む。)に係る改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の事務について、1件につき次の表に定める手数料をその申請する者から徴収する。</u></p> <p>表 (略)</p> <p><u>別表第1 (第2条関係)</u> (略)</p> <p><u>別表第5 (第2条関係)</u> 【別記 参照】</p> |

【別記】

(現行)

| 手数料を徴収する事務 | 金額 |
|--------------------------|------------|
| (1) <u>宅地造成工事</u> に関する証明 | 1件につき 300円 |
| ~~~~~ | ~~~~~ |

(改正案)

| 手数料を徴収する事務 | 金額 |
|---------------------------|------------|
| (1) <u>宅地造成等工事</u> に関する証明 | 1件につき 300円 |
| ~~~~~ | ~~~~~ |

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について (概要)

【経緯等】

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年 5 月 27 日公布、令和 5 年 5 月 26 日施行）により、「宅地造成等規制法」（以下、「旧宅造法」という。）が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）に改正されました。宝塚市では旧宅造法による経過措置期間を経て、令和 7 年 4 月 1 日から盛土規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域」が市全域に指定されることにより、兵庫県から一部の事務を移譲されて盛土規制法の運用を開始します。その事務移譲及び経過措置期間の終了に伴い宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正しようとするものです。

【改正内容】

①（第 2 条第 1 項の改正について）

手数料を徴収する事務の根拠法令の名称を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。別表第 1 において「盛土規制法」という。）」に改める。

②（附則の改正について）

盛土規制法の適用前に旧宅造法に基づく許可を受けたものについて、計画の変更に係る変更許可が生じた場合は、旧宅造法に基づく変更許可申請手数料が適用されるため、手数料の特例として、旧宅造法に基づく変更許可申請手数料を追加する。

③（別表第 1 の改正について）

- ・（1）（2）「許可申請手数料」及び「変更許可申請手数料」の名称及び金額を改める。
- ・（3）「中間検査申請手数料」を追加する。
- ・（4）（5）「土石の堆積の許可申請手数料」及び「土石の堆積の変更許可申請手数料」を追加する。
- ・（6）「許可不要証明申請手数料」を追加する。

④（別表第 5 の改正について）

許可等に関する証明事務について、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始について

1. 概要説明

令和4年5月に「宅地造成等規制法」（以下、「旧宅造法」という。）が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）に改正されました。宝塚市では旧宅造法による経過措置期間を経て、令和7年4月1日から盛土規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域」が市全域に指定されることにより、兵庫県から一部の事務を移譲されて盛土規制法の運用を開始します。

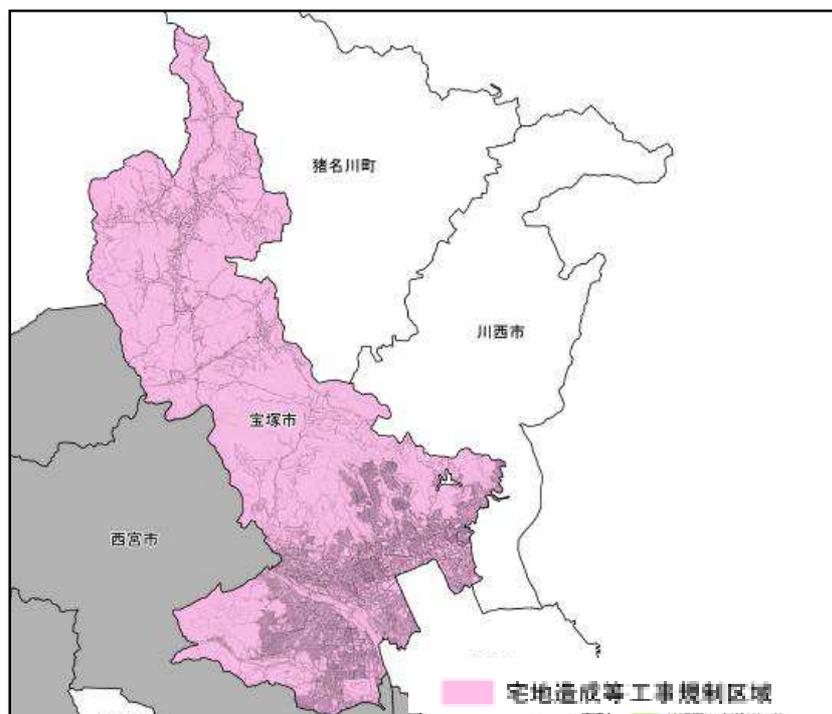
2. 盛土規制法の概要

盛土規制法の背景

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が令和5年5月26日に施行されました。土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものです。

規制区域の公示

令和7年4月1日に宝塚市全域が盛土規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域」に指定され、同法の運用を開始します。



盛土規制法の内容

盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内（宝塚市全域）において、以下の土地の形質の変更（盛土・切土）または土石の堆積に関する工事を行うときは、工事着手する前に、市長の許可を受けなければなりません。（旧宅造法では、次図の①②③⑤のみ許可の対象工事）

【土地の形質の変更(盛土・切土)】

| 要件 | ① 盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの | ② 切土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの | ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く) | ④ 盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く) | ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く) |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|--|-----------------------------------|--|
| イメージ図 | | | | | |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

【一時的な土石の堆積】

| 要件 | ⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの | ⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの |
|-------|---|----------------------------------|
| イメージ図 | | |